

令和7年9月3日

DX推進担当部

自治体情報システム標準化の取組み状況について

主旨

自治体情報システム標準化に関し、現時点の区の取組状況及び稼働開始時期が変更となるシステムについて、別紙のとおり報告する。

自治体情報システム標準化 の取組み状況について

DX推進担当部

令和7年9月3日

● 標準化の概要

- ✓ 住民記録、地方税、福祉など、自治体の基本的な事務を処理する基幹業務システムについて、国の定める標準仕様書に基づきシステム事業者が開発し、国が用意するガバメントクラウド等に構築する「標準準拠システム」に移行する。「地方自治体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、原則令和7年度末までに標準準拠システムに移行することが義務付けられている。
- ✓ 令和6年12月の基本方針改定において、事業者のリソース逼迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム(特定移行支援システム)について、国として積極的に支援すること、令和8年度から概ね5年以内(令和12年度まで)に標準準拠システムへ移行する方針が示された。

● 対象業務



➤ 区の課題と標準化による効果

● 区の課題

- ✓ 区では、標準化以前より、基幹システムのクラウド化を進め、SKY2と保健福祉総合情報システムを軸に、独自にカスタマイズしたシステムで効率的に事務処理することで、区民サービス向上を図ってきた。一方で、パッケージソフトのカスタマイズや、フルスクラッチによるシステム構築を行ってきたため、既存システムの老朽化、複雑化、ブラックボックス化が進み、システム改修の際の仕様検討や法改正対応等にかかる経費が増大し、職員の事務負担にも繋がっていた。
- ✓ システム開発事業者の人材が枯渇する中、区独自のシステムを維持していくことは、業界全体のリソース的にも、財政的にもリスクを負う懸念がある。

● 標準化による効果

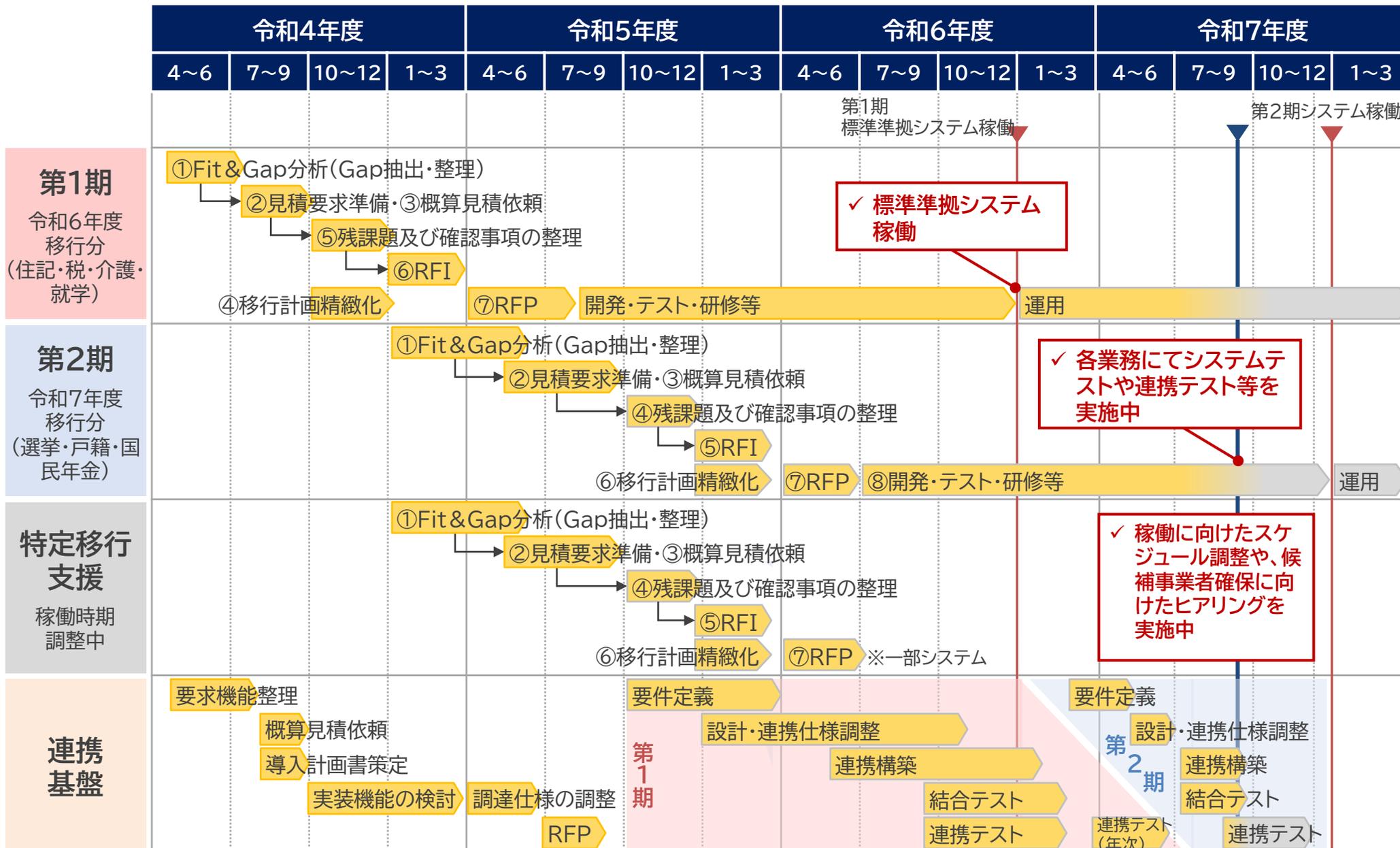
- ✓ 標準準拠システムへ移行することにより、ガバメントクラウド基盤上で、統一された仕様に基づいたシステムの運用となる。そのため、各自治体で個別のシステム仕様検討や改修が不要となり、職員の事務負担軽減が期待できるだけでなく、都度法改正対応にかけてきた経費が削減される。
- ✓ 統一された仕様でのデータ移行となるため、ベンダ間の競争が確保され、維持・保守コストの高騰や、事業者の人材枯渇に対する区のリスクを軽減することができる。
- ✓ 今後、新たな技術を活用してDXを展開していくには、スムーズなデータ連携と迅速なサービス開始が求められ、標準化の取組みを通してこれらの効果を最大限に享受していく。



自治体情報システム標準化により、区のDX推進の基盤部分を整え、新たな行政需要に応えるとともに、区の将来的な人的・財政的負担の軽減を図る。

2 全体スケジュール

- 移行業務全体及び連携基盤の進捗状況については、以下のとおりである。



3 第2期標準化移行業務の一部稼働延伸について①

- 第2期稼働予定の一部業務について、各標準準拠システムの稼働時期を令和8年1月から令和9年1月に延伸する必要が生じた。

業務	<ul style="list-style-type: none">① 健康管理② 障害者福祉
稼働延伸の原因	<ul style="list-style-type: none">・ 両業務のシステム設計段階において、国が定めるシステム標準仕様書が複数回改版されたことを受け、各事業者のパッケージ開発計画を見直さざるを得ない状況が生じた。・ また、福祉系の標準準拠システムの性質上、「住記」や「税務」からの連携が多く、データ要件・連携要件標準仕様書の改版があると、連携元となる標準システムとの間で連携仕様の調整を行った上でパッケージ開発を行う必要があるが、国として同標準仕様書の詳細化は行わず、事業者間で協議、調整を行うことで対応する方針が打ち出されたことから、開発事業者間での調整対応が新たに発生した。・ これらの状況を受け、プロポーザル段階で想定していたスケジュールを維持することができなくなったため、稼働時期を1年間延伸する旨の説明を受けた。
区の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 前年度末に各事業者からの報告を受けて以降、各所管課において遅延理由及び今後の開発スケジュール等の精査を行うとともに、稼働延伸に伴う影響を調査したところ、今回の延伸に伴う業務への影響やデータ連携上の影響を回避できることを確認した。・ 区民サービスの継続性を担保しつつ安全で確実にシステム移行を進めるため、各事業者からの申し出を承諾し、移行時期を令和9年1月として再設定する。 <p>※別途、特定移行支援システムとして国へ報告する。</p>

契約変更

- ① 健康管理、障害者福祉の各標準準拠システム移行業務委託契約の契約期間を1年間延長する。
＜契約相手方＞
 - ・ 健康管理 ……日本コンピューター株式会社
 - ・ 障害者福祉 ……株式会社アイネス
 - ② ①に伴い、標準システムと標準外システムのデータ連携を行う連携基盤システムの構築業務についても、令和7年度までとしていた契約期間を1年間延長する。
＜契約相手方＞
 - ・ 株式会社日立システムズ
- ※①、②ともに契約金額の変更はない。

今後のスケジュール (予定)

- 令和7年 9月 第3回区議会定例会に補正予算案(繰越明許)を提出
10月～ 契約案件ごとに契約変更
特定移行支援システムとして国へ報告(健康管理、障害者福祉)
- 令和9年 1月 健康管理、障害者福祉の各標準準拠システムの稼働開始

4 移行業務の状況

第1期（令和7年1月稼働済）

住民基本台帳 ／印鑑登録	個人住民税 ／軽自動車税
介護保険	就学

令和7年1月に稼働し、現在システム運用中

- 令和7年1月より、標準準拠システムとして稼働中
- いずれも「富士通Japan株式会社」と契約

第2期（令和7年度稼働予定）

戸籍／戸籍の附票	国民年金
選挙人名簿管理	
健康管理	障害者福祉

令和8年1月以降の稼働に向け、それぞれ準備を進めている。

- 令和8年1月稼働予定・・・選挙人名簿管理、国民年金
※選挙：株式会社ムサシ、国民年金：富士通Japan株式会社
- 令和8年2月稼働予定・・・戸籍・戸籍の附票
※富士フィルムシステムサービス株式会社
- **健康管理、障害者福祉は、第3期に稼働時期を延伸する（スライド6～7参照）。**

特定移行支援

健康管理	障害者福祉
後期高齢者医療	
生活保護	国民健康保険
子ども・子育て支援	児童手当 ／児童扶養手当

第3期(令和8年度(令和9年1月))稼働予定

- 健康管理（日本コンピューター株式会社と契約）
- 障害者福祉（株式会社アイネスと契約）
- 後期高齢者医療（富士通Japan株式会社と契約）

移行対応が可能な候補事業者との調整またはヒアリングを進めている。

- スライド9参照

5 特定移行支援システムの状況

- 当初期限(令和7年度末)までの移行完了が困難と判断した業務について、東京都経由でデジタル庁あてに報告している。
- 特定移行支援システムとなった業務については、既存ベンダーにこだわらず複数ベンダーとの交渉を粘り強く進めるとともに、区民サービスに支障が生じないように、現行システムの安定稼働にも必要な措置を確実に講じていく。
- 引き続き国や都とも情報共有しながら、極力早期に標準システムに移行することで、区のDX推進の基盤整備を図っていく。

分類	対象業務	移行時期(予定)	備考
第3期移行	後期高齢者医療	令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月RFPにおいて、参加表明事業者が辞退したため、令和7年度末までに移行対応が可能な事業者が存在しないと判断。 令和7年5月のRFPを経て、富士通Japan株式会社と契約を締結。
	健康管理	令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> 当初は令和8年1月稼働予定であったが、事業者からの稼働時期延伸の申し出を受け、稼働予定時期を変更。
	障害者福祉	令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> 当初は令和8年1月稼働予定であったが、事業者からの稼働時期延伸の申し出を受け、稼働予定時期を変更。
移行時期調整中	生活保護	令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月RFIの回答事業者が1社のみであり、当該事業者から令和7年度末までのシステム移行対応が困難であるとの回答を受領。 現在、RFP実施に向け候補事業者と交渉中。
	国民健康保険	令和11年1月	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月RFPの参加表明事業者が0社であったため、令和7年度末までに移行対応が可能な事業者が存在しないと判断。 現在、候補事業者と調達スケジュール等を交渉中。
	子ども・子育て支援	令和11年1月	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月RFIの回答事業者が1社のみであり、当該事業者から令和7年度末までのシステム移行対応が困難であるとの回答を受領。 現行事業者と交渉するとともに、新たな候補事業者についても選定中。
	児童手当/児童扶養手当	未定	<ul style="list-style-type: none"> 現行事業者から標準準拠システムの開発を行わないとの回答を受領しており、他の複数事業者からも、対応可能な時期の提示が困難であるとの回答を受領。 候補事業者確保に向けたヒアリングを継続して実施中。